

# 水戸税務署から確定申告についてのお知らせ

税務課からのお知らせ

## 申告期間・会場について

▼場所 中央ビル4階  
(水戸市泉町2-1-3-2)

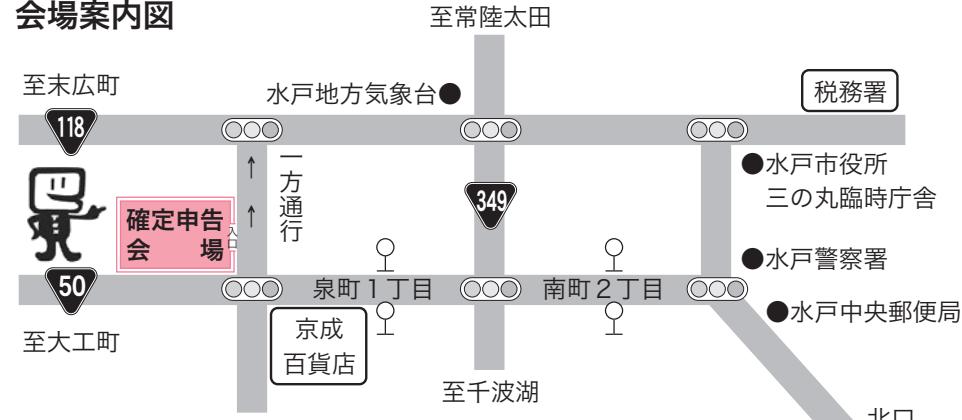
▼開設期間 平成27年2月12日(木)～3月16日(月)  
※開設期間中、水戸税務署の庁舎では申告相談を行つておりますが、2月22日および3月1日の日曜日は実施します。

※土日は除きますが、2月22日および3月1日の日曜日は実施します。

※会場施設には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

▼受付時間 午前9時～午後4時

## 会場案内図



## 復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税とあわせて復興特別所得税の申告及び納付をすることされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2・1%の税率を掛けて計算した金額です。

## 公的年金等を受給されている方へ

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。※所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

【問合せ先】茨城町税務課

（240）7114



## 申告相談日程表

月 日	曜 日	指 定 地 区
2/12	木	給与所得者や年金受給者で還付申告のみの方の受付・相談 (※上記以外の事業所得(営業等・農業)、不動産所得、一時所得、譲渡所得、その他の所得がある方は受付できません)
2/13	金	
2/16	月	木部・飯沼・上飯沼
2/17	火	越安・蕎麦原・駒渡・野曾・南栗崎・南川又
2/18	水	下飯沼・下土師・奥谷
2/19	木	前田・馬渡・近藤・常井・桜の郷
2/20	金	植農・大戸
2/22	日	長岡・川根地区全域(指定された平日に来られない方)
2/23	月	谷田部・小鶴
2/24	火	長岡・三島
2/25	水	矢頭
2/26	木	秋葉・南島田・神谷・生井沢・下雨ヶ谷・上雨ヶ谷
2/27	金	鳥羽田・下座・小幡・古宿
3/1	日	上野合・沼前・石崎地区全域(指定された平日に来られない方)
3/2	月	五里峰・千貫桜・船渡・東永寺
3/3	火	飯塚・中山・新興・前原・金沢・中石崎
3/4	水	桝原・宮前・下石崎・若宮
3/5	木	宮ヶ崎
3/6	金	海老沢・城之内・網掛
3/9	月	小堤・駒場・神宿
3/10	火	
3/11	水	
3/12	木	
3/13	金	
3/16	月	

## 町内全域

※申告終了時期が近づきますと、大変混雑が予想されます。  
できるだけ、各地区日程表通りに申告相談をお願いします。

- 税務課からのお知らせ
- 分離課税申告(土地・建物・株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得等)、新規で住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)や住宅関連の特別控除を受ける方など、高度な判断をする確定申告は水戸税務署申告会場での申告をお願いします。
- 青色申告、贈与税、消費税の申告相談は役場ではできません。

- 申告が必要な方 平成27年1月1日現在(賦課期日)、茨城町に住所を有する方で、次に該当する方
  - 事業所得(営業等・農業)、不動産所得、一時所得、譲渡所得、その他の所得があつた方
  - 給与所得者で次に該当する方
  - 給与所得以外に所得があつた方
  - 2か所以上から給与を受けた方
  - 年末調整が済んでいない方
  - 医療費控除などの各種控除を受ける方
  - 事業所から茨城町へ『給与支払報告書』が提出されていない方
- 申告が必要ない方
  - 所得税の確定申告をした方
  - 給与所得者で給与以外に所得がなく、事業所で年末調整をした方
  - ご家族どなたかの扶養になつてている方
  - 収入のない方(扶養になつてている方は除きます)

▼期間 平成27年2月12日(木)～3月16日(月)  
※土日は除きますが、2月22日および3月1日の日曜日は実施します。

▼時間 午前8時45分～午後4時

▼会場 茨城町役場2階大会議室

▼日程 地区により、申告日を設けています。なるべく、地区ごとに決められた日に申告をお願いします。

町民税・県民税申告、確定申告について